

新日本監査法人 金融部
橋上 徹

コメント：

範囲

4. 本会計基準は、すべての会社の連結財務諸表又は個別財務諸表における関連当事者の開示に適用する。なお、連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合は、個別財務諸表での開示を要しないこととする。

開示対象となる関連当事者との取引の範囲

6. 会社と関連当事者との取引のうち、重要な取引を開示対象とする。連結財務諸表においては、連結会社と関連当事者との取引が開示対象となり、連結財務諸表を作成するにあたって相殺消去した取引は開示対象外とする。

(コメント)

No1

関連当事者取引について、連結財務諸表で関連当事者の開示を行っている場合でも、個別財務諸表での開示を要求すべきと考えます。

〔理由〕

- (1) ライブドアの粉飾決算では、子会社との取引、具体的には、架空の広告料取引で、子会社から親会社に付け替え、個別財務諸表における利益を水増しする会計処理が行われたこと、投資事業組合を経由した自社株式売買による利益計上が行われた、と認められる事実がある。この場合、かえって連結することにより相殺消去されると、粉飾決算の実態を把握するための利害関係人（投資家、債権者、アナリスト、会計監査人など）の情報が抹消される。
- (2) 会社法では、会社計算規則において連結相殺前の開示を規定した。これは、関連当事者との利益相反取引の実態開示と利益相反取引の牽制・抑止が趣旨であるからである。なお、この理念は(1)のコメントの趣旨と同一である。また、証券取引法（金融商品取引法）開示と会社法開示は、基本理念を相互に斟酌した対応が要求されるはずである。
- (3) 平成18年3月決算において中堅不動産会社の都心開発用地の不動産ファンドの不動産売却に伴う不動産売却益を利益の源とするファンド損益の売上計上が問題となり、大手監査法人の監査により、この売上が認められず経常利益とともに100億円を超える下方修正が行われた（コメント添付資料1）この場合も、不動産ファンドを、連結すれば、相殺される性質のものであるが、ファンドを経由した不適切な取引が、個別財務諸表での関連当事者開示を求めなければ、解らなくなる。

No2.

連結子会社間取引も開示対象とすべきと考えます。

〔理由〕

ライブドア事件のように、複数の投資事業組合及びSPVをからめ、自社株売却益を、ファンド損益に転換（資本取引を損益取引に転換）するような事例が生じると、連結子会社間取引を開示させ、透明性を確保しなければ、個別財務諸表において粉飾決算が発生する余地が残る。また、不動産ファンド間の未開発不動産のころがし（売買）により、容易にファンドの利益は捻出され、個別財務諸表に投資損益として反映させることが可能である。このような事例には、

上述のように、連結子会社間取引を開示させ、透明性を確保しなければ、個別財務諸表において粉飾決算が発生する余地が残る。

用語の定義

5. 本会計基準における用語の定義は次のとおりとする。

(3) 「関連当事者」とは、ある当事者が他の当事者を支配しているか、又は、他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の当事者をいい、次に掲げる者をいう。

ただし、連結財務諸表上は、連結子会社を除く。また、個別財務諸表上は、重要な子会社の役員及びその近親者と、これらの者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社を除く。

から に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及びその子会社

(コメント)

実務対応報告第24号公開草案における「業務執行権」基準について言及すべきと考えます。

〔理由〕

これは、昨今の投資事業組合の連結上の取扱いが整理されたことで、当然反映しなければ、実務上対応ができず、関連当事者の開示に関する実務対応報告の公表意義を損なうものであるからである。